

4 農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムへの移行に向けた取組状況

(1) 新システムへの移行に向けた地域に対する重点指導の実施状況及び地域における意見について

米政策改革の下での農業者・農業者団体が主役となる需給調整システム（以下単に「新システム」という。）への移行については、3月の基本指針において、円滑な移行に向けた当面の取組状況として、

- ① 平成17年産米の生産目標数量の設定について、都道府県段階から市町村段階への生産目標数量の設定は一時的な考え方からの脱却がある程度進んでいるものの、市町村段階から農業者別の設定にあたってはまだ約8割の地域で一時的配分を行っているなど課題があること、
 - ② 地域レベルでの情報提供について、約6割のJAで農業者への情報提供が行われているものの、伝達頻度についてはまだ十分とはいえない状況であること、
 - ③ 地域水田農業ビジョンにおける需要に応じた米づくりについては、現場段階で具体的な取組は拡大しているものの未だ一部の事例にとどまっていること
- 等を指摘し、一層の取組の強化が必要としたところです。

このような状況を踏まえ、新システムへの円滑な移行に向けて、地方農政局・地方農政事務所が実施しているアドバイザー活動に加え、農林水産省、各道府県中央会等が連携して、17年4月下旬から5月下旬にかけて、米生産のウェイトの高い地域等合計45の地域（各ブロック3～14地域）において、JAを中心に意見交

換を行い、各地域の置かれている状況や課題の把握、また、それに対する助言等を重点的に行ったところです。

今回の重点推進活動においては、新システムへの円滑な移行について、

- ・ これまで国が生産目標数量の配分を行うことで、農業者は生産調整を実施してきたが、JAからの配分で農業者の協力が得られるか不安。
 - ・ これまで生産調整に取り組んでこなかった農業者をどのように指導し、取り込んでいくかが課題。
 - ・ 市町村は、生産調整から手を引くのではないかと不安。という意見が出された一方、
 - ・ 今後はより一層行政とJAが一体となった取組が不可欠。
 - ・ JAは出荷契約農業者への指導を行っていることから、出荷契約農業者への生産目標数量の配分は可能。
 - ・ 18年産を目途に地域の米の需要を把握し、きっちりと農業者まで情報を伝えていく予定。
- との前向きな意見も出されたところです。

また、対象となったほとんどの地域において、現場の理解を深め、円滑な移行を可能にするため、できる限り早期に新システムの具体的な姿を提示してほしいとの意見が出されました。

今後は、後述する新システム（大枠）のイメージ（案）を踏まえ、平成19年度からの新システムへの移行を目指して、行政・農業者団体一体となってさらなる取組・推進を実施していきます。

(参考) 主な農協における新システムへの移行
に向けた取組状況及び意見の概要

○ A県a農協

(取組状況)

- ・ J A傘下の農業者95%と出荷契約を結んでいるが、生産目標数量の傾斜配分は、不平等感から調整が難しいという状況にある。
- ・ 販売先の情報、販売戦略等について農業者への情報提供を行っている。しかしながら、農業者はJ Aへの出荷＝販売と思っているため、販売価格の低さに対してJ Aへクレームをつける事例が目立つ。
- ・ 水稲作付に向かない地域では転作強化を行ってきている一方で、稲作適地では特別栽培米の生産により需要に応じた米づくりへの取組を進めている。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 19年産以降も現状の配分方法を踏襲するのであれば、J Aが主体的に配分を行っていくことは可能である。一方、販売戦略を踏まえた生産目標数量の傾斜配分となれば、農業者間の調整は難しい問題と考えている。
- ・ 国から早めに新システムの具体像を示してもらいたい。

○ B県a農協

(取組状況)

- ・ 販売先からのクレーム内容を農業者に伝えることにより需要に応じた米づくりに役立っている。
- ・ J Aと米穀卸との意見交換会を開催するなど、マーケット情報の収集、分析及び提供を行っている。
- ・ 産地精米による消費者への直売を積極的に展開している。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 新システムでも、引き続き行政とJ Aが一体的に取り組んでいくことが不可欠と考えている。
- ・ 新システムの具体的な内容について、早めに知りたい。

○ B県b農協

(取組状況)

- ・ 今後の販売戦略として契約栽培による計画販売、独自販売ルートの開拓や直売所の設置を予定している。
- ・ 販売価格等の情報提供を農業者に対して行っている。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 改革のスピードが速すぎると感じている。
- ・ 新システムへの移行の成否は、麦・大豆などの水田利用作物にかかる支援措置がどの程度になるのかにかかっていると考えている。
- ・ J Aが主体的に生産目標数量の配分を行っていくことは、これまでの支店単位の配分の経験から可能と考えている。

○ B県c農協

(取組状況)

- ・ 360ある各集落ごとにJ Aの担当者を貼り付け、営農指導や米政策改革関連対策の説明、指導を行っている。
- ・ J A傘下の農業者と米穀卸7社との意見交換会の開催等により需要に応じた米づくりへの意識が高まっている。
- ・ 環境保全米に関する、J Aの取組内容が明確化したことによりJ Aへの出荷が増加、また、波及効果として多くの農業者が農業資材をJ Aから購入するようになった。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 新システムにおいて、すべての業務をJ Aが担うと、需要に応じた米づくりへの取組が不十分となる恐れがあることから、J Aと行政の役割分担を明確にしていくことが必要である。
- ・ 早く新システムの具体像を示されることを望んでいる。

○ C県 a 農協

(取組状況)

- ・ J Aへの出荷量50%の状況のもと、J A独自に販路を開拓し、全農を通して販売。
- ・ 他の集荷業者の傘下の農業者からの買取について、J Aの価格をみつ

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 新たなシステムではJ Aが主体となっていくことは理解しているが、助成金をはじめとした具体的内容を早期に示していただきたい。

○ D県 a 農協

(取組状況)

- ・ 17年産米から認定農業者等の担い手への生産目標数量の傾斜配分を実施している。
- ・ 減農薬や特別栽培米の取組等により売れる米づくりを進めている。
- ・ 県外への直接販売や、価格等の分析を行い、農業者への情報提供も積極的に行っている。J Aとしても今後直接販売を増やしていく意向。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 移行後のシステムについて職員や農業者に理解してもらうため、具体的な内容を早く示して欲しい。
- ・ 行政による生産目標数量の配分がなくなったら、出荷契約を結んでいるというだけでJ Aが、農業者をうまく調整できるか心配している。

○ E県 a 農協

(取組状況)

- ・ 生産目標数量の配分については、団地化を進めている地域等へ配慮し

た傾斜配分を行っている。また、J Aが主体となって積極的に市町村間調整を実施している。

- ・ 情報伝達体制については、毎月数種類の広報誌に価格・販売実績等の情報を時期に応じて掲載し、集落座談会等で提供し、農業者の末端まで情報が行き渡るようにしている。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ J A単独での農業者への生産目標数量の配分には不安がある。今後、地域での十分な話し合いが必要と考えている。
- ・ これまで同様、市町村と一体となった取組が必要である。

○ E県 b 農協

(取組状況)

- ・ 生産目標数量の配分については、大規模生産者への傾斜配分を行っている。
- ・ 情報伝達体制については、年数回広報誌で情報提供を行い、農業者へ周知活動を行っている。
- ・ 農業者の意識改革を進めるため、地域協議会の場等で議論を活発化させ合意形成を図っていきたい。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ J Aに出荷しない農業者をいかに取り込んでいくかが問題である。
- ・ 具体像がまだ見えず、情報を早い段階で国から提供してもらうことによりJ Aの体制を整備し、前向きに対応したい。

○ F県 a 農協

(取組状況)

- ・ コンビニエンスストア、J R駅の店舗向けのおにぎり用の米の販売実

績が好調である。

- ・ J Aが試されているのは営業力との認識のもと、販売先の地域に幾度も出向き販路の拡大等を行っている。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 生産目標数量の配分について、管内全農業者への配分は難しいが、出荷契約農業者の指導、配分は可能と考える。
- ・ 18年度を目途に地域の米の需要を数量的にも把握し、きっちり農業者まで下ろしていこうと考えている。

○ F県 b 農協

(取組状況)

- ・ 農業者への情報伝達は、支店別の座談会等を利用し実施している。
- ・ 需要に応じた米づくりは、付加価値をいかにつけるかが課題であり、地域ブランド米の生産、首都圏を対象としたPR、販売に努めている。
- ・ 作付指導は、営農指導員を担当地域ごとに配置し、地域リーダーを中心に重点指導を行っている。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 現在、J Aへ出荷している農業者への指導はできているので、契約農業者への生産目標数量の配分は可能と考えている。
- ・ 国から早めに新システムの具体像を示してほしい。

○ G県 a 農協

(取組状況)

- ・ 米の単作地帯である当管内は、米以外の作物生産が難しいが、耕作放棄地を増加させないためにどのように水田農業を振興していくかが課題である。

- ・ 経済連情報だけでなく、時期に応じて価格等のJ A独自の情報も広報誌に掲載している。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 品目横断的政策やポスト産地づくり対策などの支援措置の具体像を早く示してもらいたい。
- ・ 国からの配分であることから農業者は生産調整に協力していると考えており、新システムへの移行は時期尚早ではないか。
- ・ 新システムでは、地域における需給調整の見地からJ A出荷を行っていない農業者を取り込んでいく努力が必要であるが、J A以外の生産調整の状況をどのように把握していくのが課題である。

○ H県 a 農協

(取組状況)

- ・ 農業者への情報提供については、米の流通状況、地域の需要に応じた米づくりへの取組関係情報を掲載した広報誌を年3回作成、配付している。
- ・ 消費者に選ばれる米づくりへと意識は変わっている。近年、管内の産地品種の品質が低下しているため、営農センターを通じ全国ブランドへの移行を図るための作付指導を行っている。
- ・ 各集落別の食味マップを作成、特定の農業者による安心・安全を特色とする生産を進めている。
- ・ J A独自に販路を開拓し、全農を通して販売している。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 具体的な内容について早く知りたい。
- ・ 地域の農業振興は行政とJ Aが一体化し推進していることから、今後この体制を維持し、取り組んでいきたい。

○ I 県 a 農協

(取組状況)

- ・ 生産目標数量の配分については、地域のブランド米の取組を重点的に実施する等、今後は傾斜配分に向けた取組を検討していく。
- ・ 情報伝達体制については、広報誌に時期に応じた価格情報等を掲載して農業者へ情報提供している。
- ・ 広域 J A のため、地域での考え方に相違があり、今後地域協議会の場等での話し合いが必要と思われる。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ J A が主体となることについては不安があり、国に早く具体像を示してほしいと考えている。

○ J 県 a 農協

(取組状況)

- ・ 大手コンビニエンスストアとの複数年契約による販売を行っている。今後の契約更新に向け努力している。
- ・ J A 直売にあたっては、販売先地域に販売員を常駐させ、大手量販店との契約を進めている。
- ・ 農業者へ価格情報・販売情報等を広報誌に掲載して情報提供している。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ J A 管内に複数市町村を抱えており、それぞれの地域で温度差があることから、今後、農業者別の生産目標数量の客観的な設定手法をどのように確立し、周知させていくかが課題である。
- ・ 新システムの姿が不明なため、生産現場に混乱が見えることから、また、早く取組に着手するためにも早く具体的内容を示してほしい。
- ・ J A に期待をもつ大規模農家が増えている。また、法人とも連携を進

めており、J A が主体となる新システムへの移行は可能と考えている。

○ K 県 a 農協

(取組状況)

- ・ J A のもつ情報は、J A 職員が集落座談会や地区の自治会に参加し伝達している。
- ・ 管内のコシヒカリをブランド化し、スーパー、学校給食、病院等へ直販している。また、出来秋に個人消費者と契約し、販売時に精米出荷する販売方法が好評である。
- ・ ブランド化した米（特別栽培米）の生産指導を厳格に行い、ライスセンターに直接持ち込む農業者へは手間賃の支払を行い、その際販売先への価格情報などを提供している。

(新システムへの移行に対する意見)

- ・ 具体的な姿の早期提示をお願いしたい。
- ・ 管内の農業者の 6 割以上が 65 歳以上であり、これから、地域を担うべき 30～40 歳代の専業がほとんどいない中、地域での J A の役割が益々重要になると考えている。

(2) 新システムのイメージ(案)について

新システムについては、米政策改革大綱及び米政策改革基本要綱(基本要綱)を踏まえて検討する必要がありますが、基本要綱においては「16年産米から数年間の新たな需給調整システムの経験を踏まえ、在庫状況等を基礎に算定される客観的な需要予測に基づき、農業者・農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた生産を行う姿」とされています。

また、その具体的な仕組みとしては、「16年産米からの客観的な需要予測に基づく生産の目標数量の設定の仕組みが定着することにより、あえて国が配分行為を行わなくとも、第三者機能的組織において、生産出荷団体等が客観的データの提出を行い、透明性のある手続きの中で需要予測の分析・検討が行われていることを通じ、地域ごとの需要に見合った生産量が判明していく」とされています。

これらに基づき検討した新システムのイメージ(案)(図4-1及び61ページ参照)は、以下のとおりです。

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施するシステム
- ② J A等の生産調整方針作成者(方針作成者)がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基に自らの生産目標数量を決定するとともに、当該J A等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会には、行政、関係機関、J A等の生産調整方針作成者の実効ある形での参画の下、地域の米の販売、在庫状況等を踏まえた方針作成者ごとの需要見通しの設定方法の検討及びJ A等の方針作成者間の調整、担い手や自給的農家の扱い等の配分の一般ルールの設定、地域水田農業ビジョン(以

下「ビジョン」という。)による地域の米生産の方針策定等、方針作成者の主体的な需給調整を支援すること等により、ビジョンの実現に向けた地域全体の調整機関としての役割を遂行

この考え方を基本に、関係者との議論を踏まえて、今後、秋に向けてより具体的に検討を深めていくこととしております(図4-2)。

図4-1 新たな需給調整システムのイメージ(案)

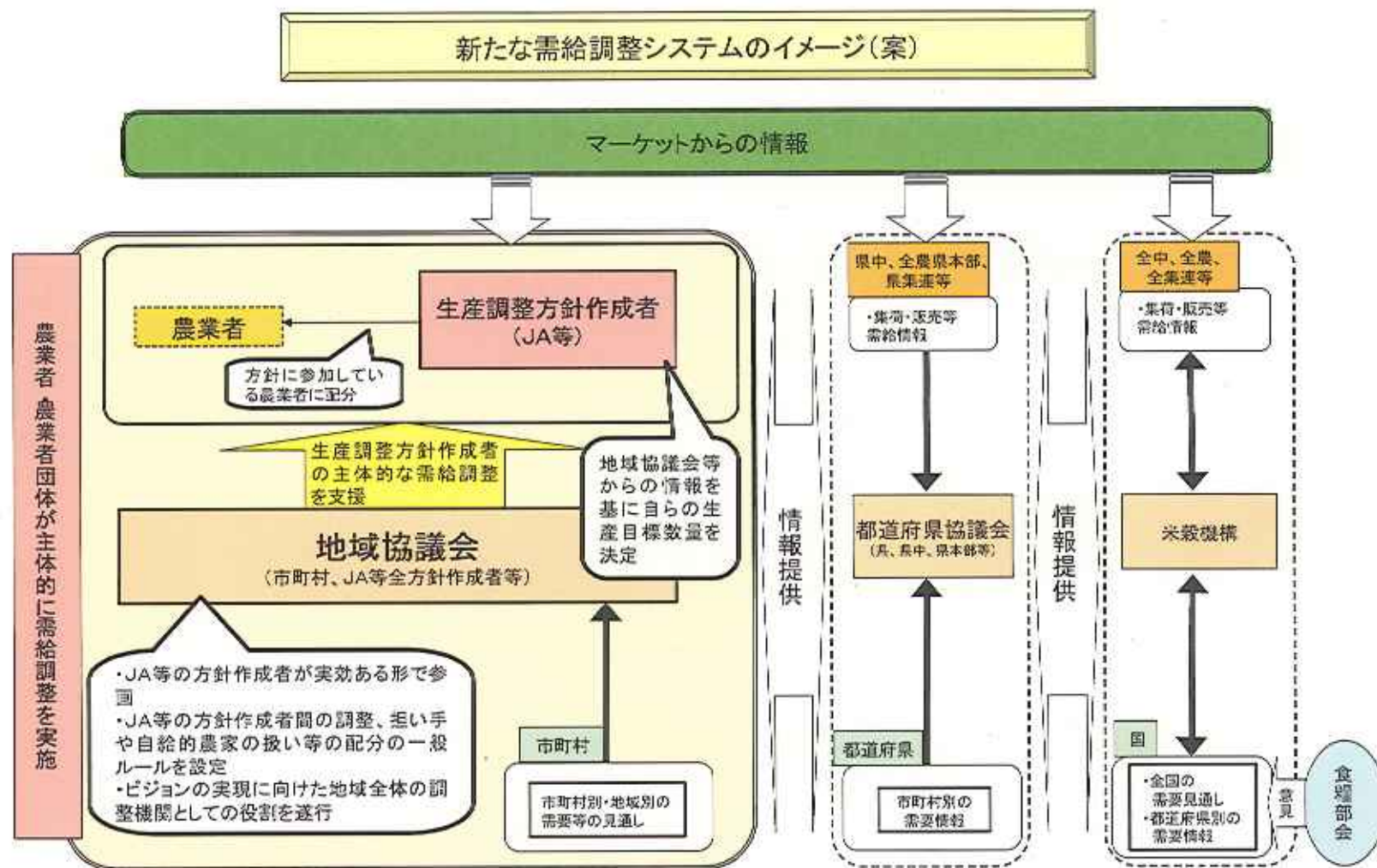
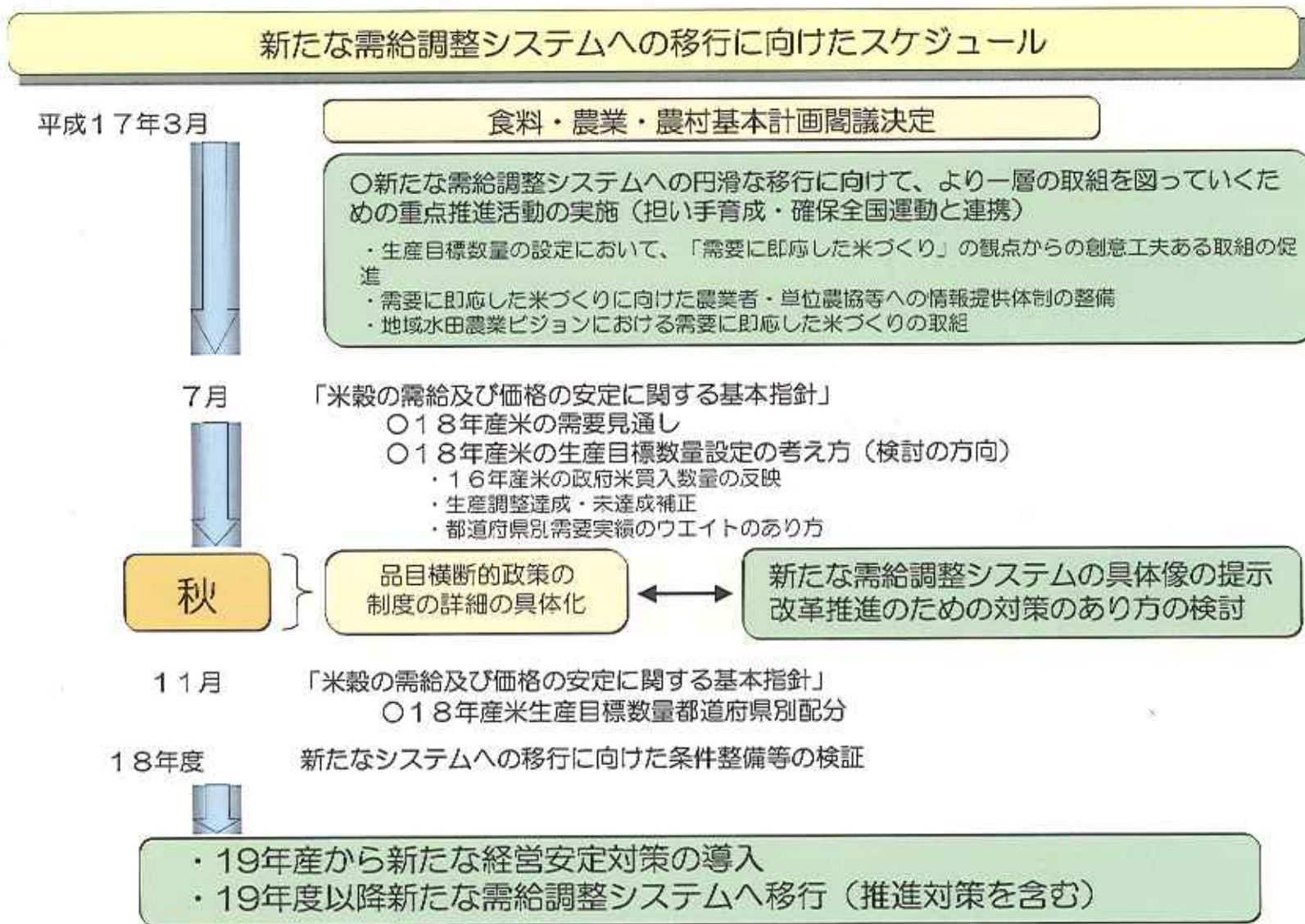


図4-2 新たな需給調整システムへの移行に向けたスケジュール



資料：農林水産省

(3) 米政策改革関連施策について

(ア) 現行の実施状況

① 産地づくり対策

産地づくり対策は、対策期間中安定した一定額を助成する産地づくり交付金等により、市町村段階において策定されたビジョンの実現に向けた取組を支援するものです(図4-3)。

ビジョンは、産地づくりと担い手育成の設計図ともいうべきものであり、17年度は2,227の地域水田農業推進協議会において策定されています(市町村合併等により協議会の範囲が変更されたため、16年度に比べて263減少)。

対策2年度目に向けて、農林水産省では、ビジョンやこれに基づく取組をより高度なものとするため、地域協議会による点検・見直し活動を積極的に促進し、

- ・ 地域ごと・銘柄ごとの作柄、品質の違いを踏まえた販売戦略の構築
- ・ ビジョンに位置付けられた「担い手」の認定農業者への誘導
- ・ ビジョンの実現に向けた産地づくり交付金の有効活用

等が行われるよう、農業団体とも連携して助言・指導を行ってきました。

このような中、地域においては、産地づくり交付金を活かした自律的で創意工夫あふれる取組が拡大しているところです。

○ 地域水田農業ビジョンの特徴的な見直し事例(平成17年度)

○環境保全米を中心とした産地間競争力の強化(A市)

- ・ 地域全体で環境保全米(有機及び特別栽培米等)の作付を推進。
- ・ 初年度目の取組実績(H15年約1,100ha→H16年約6,000ha)、流通業者や消費者の評価・ニーズを基に見直しを実施し、品質・食味のさらなるレベルアップを図ることとした。
- ・ 17年度は、生産者ごとの品質・食味値の把握による栽培管理の徹底、流通業者や消費者との交流による生産者の意識啓発を促進。

○都市的地域の特性を活かす産地づくりの推進(B市)

- ・ 都市近郊という地域の特色を活かした水田農業の推進。
- ・ 点検・見直しを通じて、消費者の食の安全・安心への関心に対応していくため、消費者と生産者の顔の見える関係づくり、地域ブランド品目の育成に努めていくこととした。
- ・ 17年度は、学校給食用野菜の推進、地域特産化等を促進する方向で産地づくり交付金を重点化。

○集落営農法人組織を中心とした水田農業の推進(C町)

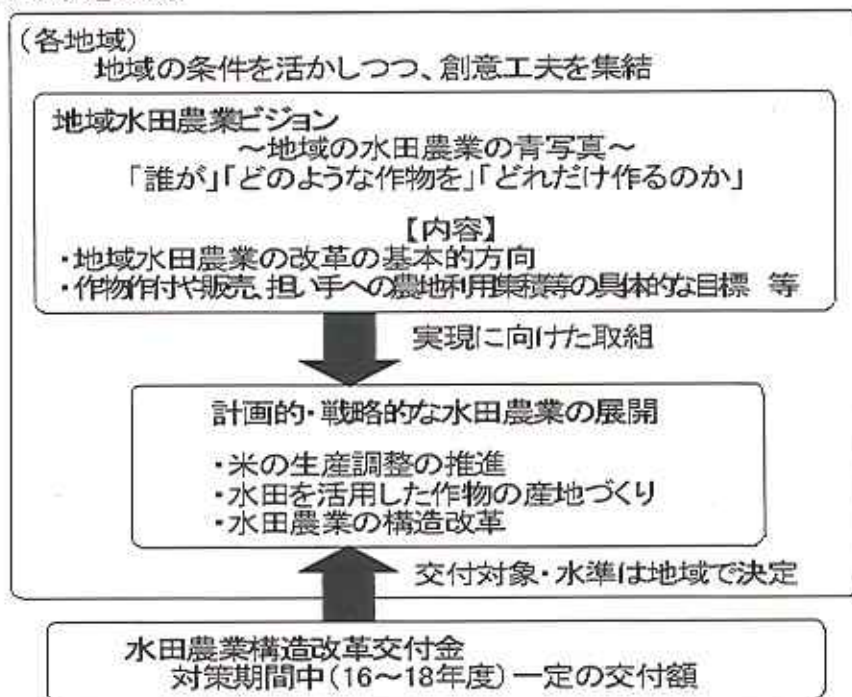
- ・ 集落単位での持続的な営農体制の確立を推進。
- ・ 各集落ごとに担い手を選定(1名以上)し、土地利用集積を実施するとともに、地域内で初の集落営農法人組織が設立されたことを契機に、新たに地域全体で集落営農組織を育成することを決定。
- ・ 17年度は、産地づくり交付金を集落営農の育成に重点化。

図4-3 産地づくり対策の推進状況

産地づくり対策の推進状況

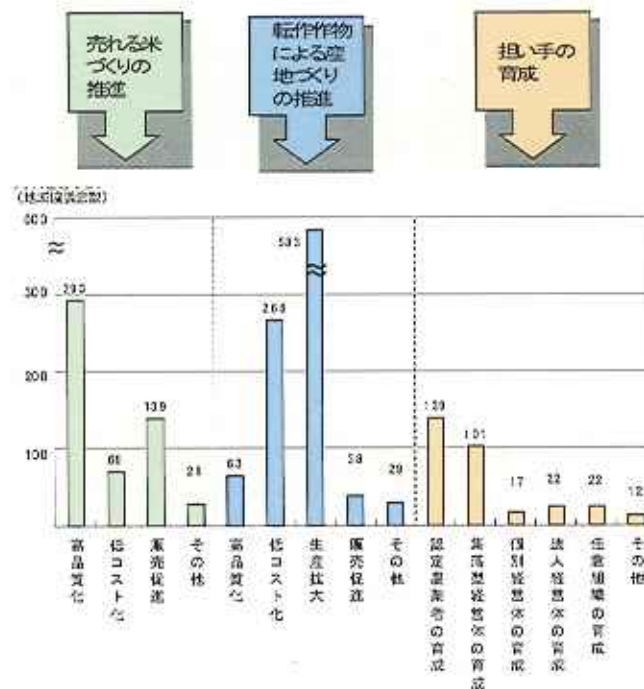
産地づくり対策の仕組み

- 水田農業構造改革交付金
 地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援。



※都道府県協議会の判断により産地づくり交付金と稲作所得対策交付金との間で融通が可能

地域水田農業ビジョンの最重点推進事項



※16年度の実績状況である

- 重点作物特別対策
 - (1) 麦・大豆品質向上対策 担い手農家による需要に即した高品質の麦・大豆の生産を支援。
 - (2) 耕畜連携推進対策 耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。
- 畑地化推進対策 地域の合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援。

② 稲作所得基盤確保対策について

16年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入契約者数が約100万人、加入数量では約407万トンとなっており、加入があった46道府県すべてにおいて本対策が発動されました（表4-1、図4-4）。

稲作所得基盤確保対策は、生産調整のメリット措置として、米価下落の一部に補てんされています。

なお、16年産に係る稲作所得対策交付金から産地づくり交付金への融通額は約14億円（当初加入契約ベース）となっています。

表4-1 16年産の稲作所得基盤確保対策の加入状況及び補てん単価（当初加入契約ベース）

都道府県	加入契約者数	加入契約数量(トン)	補てん単価(円/60kg)
計	983,083	4,072,454	-
北海道	13,191	510,800	780
宮城県	969,897	3,561,554	98
東京都	23,300	39,877	1,080
千葉県	55,367	217,764	1,200
埼玉県	56,569	269,820	1,200
茨城県	62,269	376,433	1,200
栃木県	42,431	205,403	1,180
群馬県	26,554	129,570	1,200
新潟県	275,574	1,506,878	-
富山県	25,039	80,578	1,200
石川県	38,004	192,895	1,200
福井県	10,261	15,033	1,200
山梨県	4,717	12,878	1,200
長野県	2,169	12,123	1,200
岐阜県	-	-	-
静岡県	238	243	1,200
愛知県	2,324	2,885	1,200
岐阜県	47,548	84,453	1,120
東京都	1,574	4,852	1,200
千葉県	131,470	453,473	-
北海道	78,968	379,943	280
青森県	34,852	145,247	1,200
岩手県	33,693	97,075	1,220
秋田県	21,282	97,723	1,200
山形県	155,192	792,388	-
福島県	27,371	45,438	1,180
茨城県	16,297	31,707	85
栃木県	19,864	43,139	1,220
群馬県	61,352	123,343	-
埼玉県	29,385	86,392	1,110
千葉県	16,480	24,753	1,200
東京都	10	12	1,200
兵庫県	33,991	52,995	1,140
徳島県	1,791	7,317	1,200
香川県	14	21	1,200
岡山県	60,884	178,563	-
広島県	18,733	33,723	1,180
山口県	23,915	46,335	1,200
徳島県	16,814	21,214	1,160
岡山県	16,461	42,241	500
広島県	25,746	63,288	1,180
山口県	723	963	750
徳島県	25,725	35,690	1,120
香川県	8,476	12,619	1,200
岡山県	5,518	5,572	700
広島県	28,918	282,715	-
山口県	92,552	90,685	820
徳島県	24,424	36,253	1,140
香川県	6,085	11,451	1,200
岡山県	26,707	95,330	840
広島県	13,877	32,878	1,120
山口県	-	-	840
徳島県	12,810	26,834	1,120
香川県	-	-	520
岡山県	6,731	19,625	1,220
広島県	125,858	253,447	-
山口県	143	2,024	1,200

資料：農林水産省調べ
 注：1) 補てん単価とは、各都道府県農協が加入契約者に対して交付する玄米60kg当たりの47てん単価の額である。
 2) 北海道は、玄米価額の1%に当たる130円/60kgを産地づくり交付金に融通している。また、長野県は、同金額以内のうち100円/60kgを産地づくり交付金へ融通している。
 3) ラワンダの稲作で合計と内容が合わないことがある。

図 4-4 稲作所得基盤確保対策の推進状況

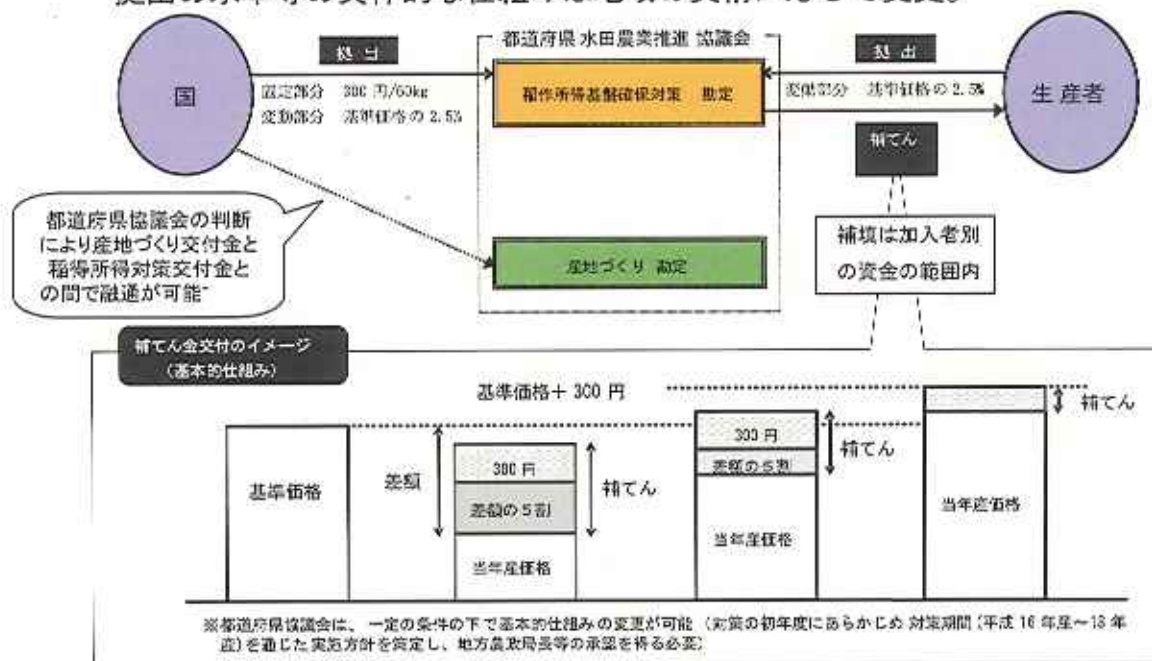
稲作所得基盤確保対策の推進状況

稲作所得基盤確保対策の加入状況

16年産は、全国合計で約100万人が加入し、加入数量ベースでは約407万トンとなっている。46道府県で実施され、16年産は実施全県で発動された。

稲作所得基盤確保対策の仕組み

- 生産調整のメリット措置として、生産者の抛出と国からの交付金により造成した積立金（都道府県単位）を用いて米価下落の一部を補てん。
- 地域で弾力的に支援措置が行われるよう、産地づくり対策との融通、補てんの割合、抛出の水準等の具体的な仕組みは地域の実情に応じて変更。



資料：農林水産省

③ 担い手経営安定対策について

16年産の担い手経営安定対策の加入状況は、当初加入契約ベースで加入件数が約3万人、加入面積が16万haとなっています。加入があった41道府県のうち28道府県において本対策が発動されています（表4-2、図4-5）。

担い手経営安定対策は、米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象として、稲作所得基盤確保対策に上乗せして補てんされています。

また、17年産に向けた取組としては、本年2月より行われている国と農業関係団体等（全国担い手育成総合支援協議会）による担い手育成・確保運動の一環として、国、都道府県、地域それぞれの段階において、担い手経営安定対策の加入促進に取り組んだところです。

さらに、災害の影響により作柄が著しく悪い場合、稲作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策の基準年の見直しを認めていること、全国一律の面積要件を適用することが適当でない判断される地域については、知事特認制度により一定の要件緩和を認めていること等を周知し、地域の実情にあった制度運営となるよう取り組んだところです。

表4-2 16年産の担い手経営安定対策の加入状況及び補てん単価（当初加入契約ベース）

都道府県	加入状況		うち策定基盤確保		うち知事特認		初てん単価 (円/10a)
	加入件数	加入面積(ha)	加入件数	加入面積(ha)	加入件数	加入面積(ha)	
北海道	29,775	153,725	198	3,258	12,223	4,253	—
北海道	6,834	58,412	3	0	450	2,762	0
北海道	22,941	105,313	195	3,258	772	1,792	—
青森県	705	3,820	0	0	0	0	0
青森県	980	4,895	11	308	30	87	0
青森県	1,689	7,749	0	0	0	4	0
青森県	3,619	15,916	1	15	72	153	6,920
青森県	3,517	15,069	0	0	0	4	7,000
青森県	972	3,895	0	0	3	4	0
青森県	11,522	61,285	12	323	111	238	—
青森県	421	1,837	0	0	0	0	0
青森県	1,585	8,226	0	0	27	74	0
青森県	81	228	0	0	0	0	5,570
青森県	182	511	0	0	7	2	0
青森県	83	464	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	3	0	—
青森県	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	0
青森県	287	1,460	0	58	5	9	(800)
青森県	47	277	0	0	0	0	0
青森県	2,588	10,846	3	82	39	88	—
岩手県	3,418	13,914	2	18	197	359	3,300
岩手県	703	8,854	87	1,708	36	159	3,300
岩手県	372	2,703	5	90	18	56	2,370
岩手県	308	2,498	48	627	28	108	0
岩手県	4,827	25,758	147	2,240	278	663	—
岩手県	36	808	1	15	0	0	1,880
岩手県	233	2,190	0	0	0	0	1,150
岩手県	256	1,287	1	17	0	0	0
岩手県	885	4,095	2	31	0	0	—
岩手県	478	2,954	12	170	0	0	0
岩手県	100	320	0	0	0	0	520
岩手県	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	61	343	0	0	0	0	6,740
岩手県	0	0	0	0	0	0	5,350
岩手県	0	0	0	0	0	0	13,700
岩手県	0	0	0	0	0	0	(3,620)
岩手県	859	3,827	12	170	0	0	—
岩手県	89	488	2	28	2	7	9,960
岩手県	223	1,125	17	185	59	263	4,340
岩手県	120	654	0	0	0	0	4,920
岩手県	100	754	0	0	1	0	8,520
岩手県	140	871	1	11	2	6	4,240
岩手県	1	2	0	0	0	0	1,500
岩手県	82	247	0	0	22	72	5,480
岩手県	57	172	0	0	5	4	6,780
岩手県	4	3	0	0	1	2	3,000
岩手県	326	4,318	19	223	142	358	—
岩手県	530	1,705	0	0	0	0	5,490
岩手県	478	1,416	0	0	6	8	5,760
岩手県	33	96	0	0	0	0	5,640
岩手県	783	1,856	0	0	189	276	5,760
岩手県	4	212	1	2	0	0	5,840
岩手県	101	225	0	0	27	46	3,880
岩手県	44	212	0	0	0	1	5,960
岩手県	1,987	6,761	1	4	202	333	—
岩手県	5	36	0	0	2	0	3,340

資料：農林水産省作成
注：補てん単価が（ ）の府県（神奈川県、千葉県、大阪府、奈良県、和歌山県）は加入者がいないが、加入者がいたと想定した場合の補てん単価である。

図 4-5 担い手経営安定対策の推進状況

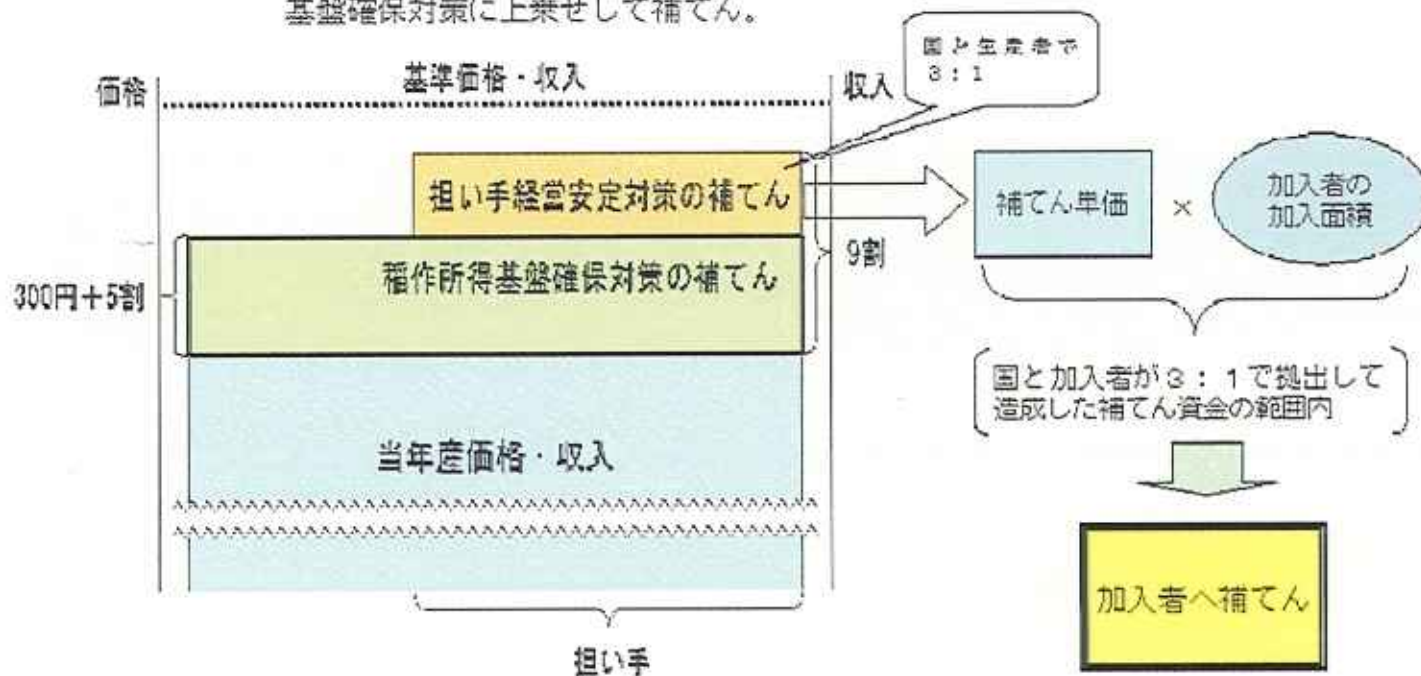
担い手経営安定対策の推進状況

担い手経営安定対策の加入状況

16年産は、全国合計で約3万人が加入し、加入面積ベースでは約16万haとなっている。41道府県で実施され、16年産は28県において発動された。

担い手経営安定対策の仕組み

○ 米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乗せして補てん。



資料：農林水産省

④ 集荷円滑化対策について

16年度の集荷円滑化対策の加入状況は、加入生産者数が約144万人、加入生産者の生産目標数量が約582万トン、主食用等水稻作付面積が約107万haとなり、生産者の拠出金は、約161億円造成されています(表4-3、図4-6)。

集荷円滑化対策は、豊作による発生した過剰米を適切に区分出荷することにより、主食用米等の価格の低下による農業経営への影響を回避するものである。

16年度の集荷円滑化対策については実施されませんでした。が、県別の加入率にバラツキがあったことを踏まえ、17年度に向けた取組として、本対策のより一層の実効性を確保するために、昨年12月から、農業者団体、行政及び(社)米穀安定供給確保支援機構が一体となり、加入促進に努めてきたところです。

今後とも、9月10日までの生産者拠出金の拠出期限まで、引き続き加入促進に努めることとします。

表4-3 16年度の集荷円滑化対策の加入状況

	16年度対象加入者 生産目標数量(千トン)		16年度産出農家生産数量 (千トン)(推計)	加入率 ②=①/③(%)
	①	②		
全国	5,825	7,312		80
北海道	602	811		99
青森県	5,221	6,701		79
東				
青森	236	276		86
岩手	284	276		103
宮城	335	382		87
秋田	456	507		90
山形	372	409		91
福島	291	380		76
北				
小	1,888	2,234		85
関				
茨城	153	303		50
栃木	270	318		86
群馬	33	81		64
埼玉	32	137		23
千葉	20	251		8
東				
小	0	1		0
山梨	1	9		11
長野	11	35		31
岐阜	147	245		60
石川	15	24		62
福井	586	1,322		44
北				
新	500	542		92
潟	196	188		108
富	109	112		97
山	123	124		99
小	930	967		96
東				
福	96	87		119
島	63	108		59
三	88	126		69
小	222	313		71
近				
畿	192	186		97
京	52	56		93
大	2	18		11
和	125	151		83
歌	8	32		25
山	4	22		18
小	343	290		118
中				
京	58	66		88
都	79	83		95
山	68	145		47
梨	72	101		71
北	88	103		86
海	11	49		22
四				
国	63	63		100
香	36	56		64
川	14	41		34
小	501	657		76
九				
州	137	174		79
福	130	127		102
岡	25	46		54
鹿	155	172		89
岡	67	104		64
宮	62	63		91
小	826	755		89
計	5	3		100

資料：農林水産省調べ
注：1) 16年度産出農家生産数量については、平成16年度農林水産省調査報告書(農林水産省)の各都道府県別の稲作付面積等から、平均単収を乗じたものである。
2) ラウンドの集荷で合計と内訳が一致しない場合がある。

図4-6 集荷円滑化対策の推進状況

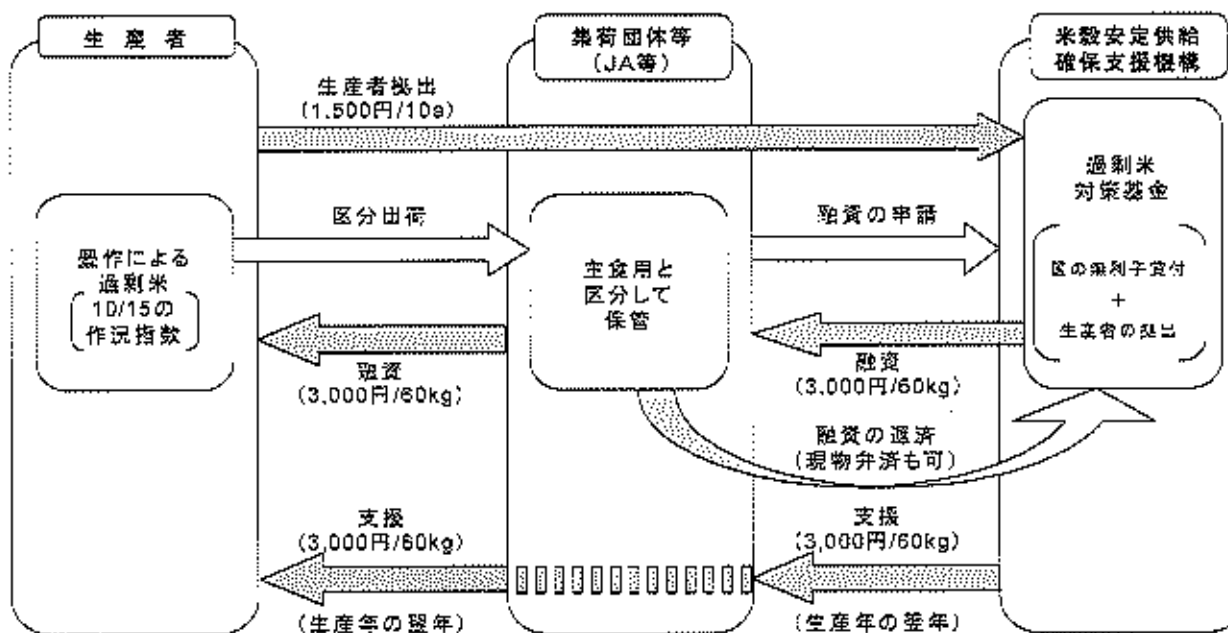
集荷円滑化対策の推進状況

集荷円滑化対策の加入状況

16年度は、全国合計で約144万人が加入し、加入数量ベースでは約582万トンとなっている。

集荷円滑化対策の仕組み

- 豊作による過剰米を区分出荷・保管した生産者に、生産者からの拠出金と国からの貸付金により造成した資金から、区分保管数量に応じ融資及び支援を実施。
(別途、国から保管料等の助成1,000円/60kg、集荷奨励1,000円/60kgがある。)



(イ) 19年度以降の施策の方向

本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話し合いと合意形成を促しつつ、地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施することとしています。

こうした観点から、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、現在品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る品目横断的な経営安定対策を平成19年産から導入することとしています。

食料・農業・農村基本計画（3月25日閣議決定）（抄）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(1) 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。このため、新たな経営安定対策の平成19年産からの導入に向け、地方公共団体や農業団体と密接に連携し、担い手の明確化を推進するための取組を重点的に実施する。

ア 担い手の明確化と支援の集中化・重点化

幅広い農業者を一律的に対象とする施策体系を見直し、地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、これらの者を対象として、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施する。

(4) 経営安定対策の確立

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう現在品目別に講じられている経営安定対策を見直し施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

ア 品目横断的政策への転換

複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証する。

① 諸外国との生産条件格差の是正対策は、區域措置の水準等により諸外国との生産条件格差が顕在化している品目（現時点でいえば、水田作は米、大豆、畑作は米、大豆、てん菜、でん粉原料用烏鈴しよ、等を想定）を対象とする。……

② 収入の変動による影響の緩和対策は、諸外国との生産条件格差を是正する対策の経営の安定にもたらす効果を見極めつつ、米及び上記対策の対象品目について必要性を検討する。

米政策改革については、16年度から実施しているところです(図4-7)。

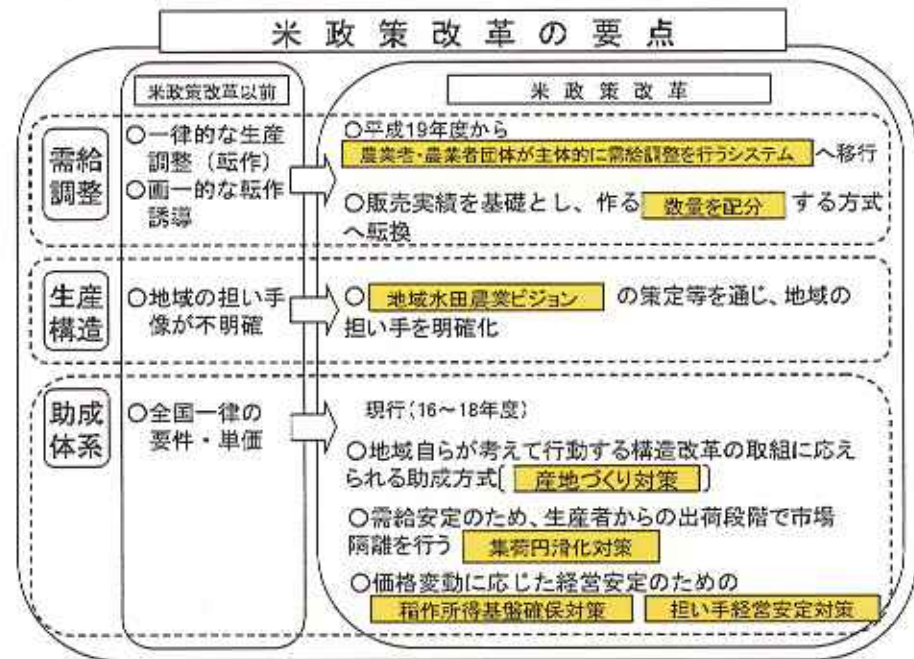
この改革を進める中で、平成19年度以降農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行う新たなシステムに移行することを目指し、農業者団体と連携して取組を進めているところです。

米の需給調整については、地域水田農業ビジョンの策定により、地域の担い手の明確化、転作作物の産地化、売れる米づくり等を通じた需給調整を的確に推進するための対策として、16年度から18年度までの3ヵ年の間の対策として、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策を実施しているところです。

現行対策が終了する平成19年度以降については、新たな需給調整システムへの移行を目指すことと併せ、新たなシステムの下での産地づくりや、米価下落の影響緩和等の対策のあり方について検討を行う必要があります。

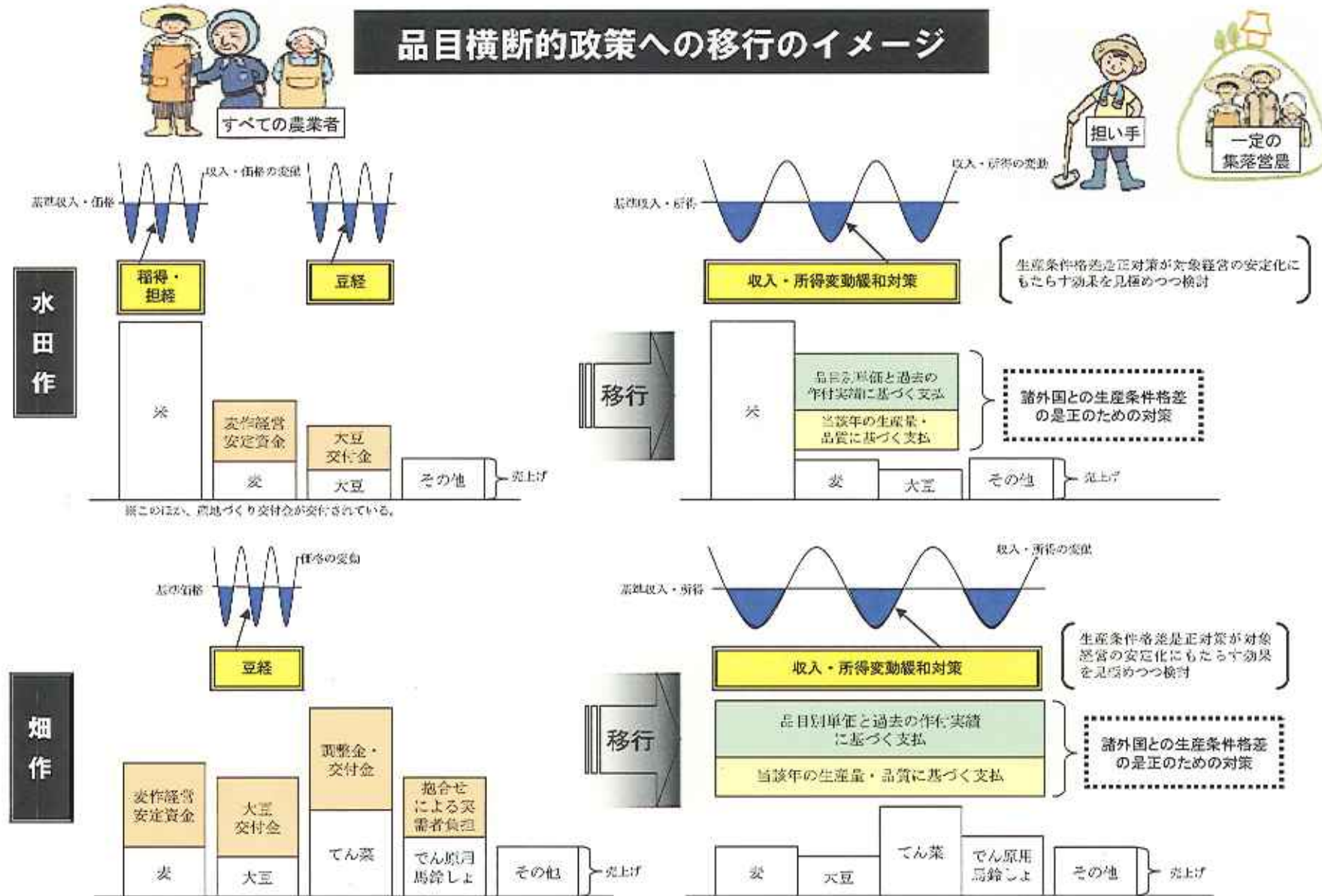
また、平成19年産から、水田作も含め担い手の経営の安定を図るための品目横断的な経営安定対策が導入されることとなっていますが、水田作においては、以上のように、米政策改革の下、同じく19年産以降、新たな需給調整システムへの移行を目指しており、このため、品目横断的な経営安定対策及びこれと表裏一体の関係にある米政策改革推進のための対策について、整合性をもって検討していく必要があります(図4-8)。

図4-7 米政策改革の要点



資料：農水省

図 4-8 品目横断的政策への移行イメージ



資料：農林水産省